

令和 5 年 2 月 22 日

お客さま各位

米子信用金庫

各種カードローン契約規定の改定のお知らせ

平素より、米子信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、カードローン商品における「カードローン契約規定」より、相続の開始を期限の利益喪失事由とする条項削除のため、「規定」の改定を行います。

これにより、相続人様には相続の開始のみを理由に、当金庫より直ちに貸越利息金等の一括弁済を求めることはありません。

記

1、対象商品

カードローン商品名／規定	保証会社
しんきんカードローン カードローン契約規定	一般社団法人しんきん保証基金
しんきん教育カードローン 教育カードローン契約規定	一般社団法人しんきん保証基金
しんきんきゃっする カードローン契約規定	信金ギャランティ株式会社
カードローン「プレミア」 カードローン契約規定	山陰信販株式会社
学資ローン 当座貸越契約条項	山陰信販株式会社
カードローン「楽円くん」 カードローン契約規定	株式会社エヌケーシー (旧 日本海信販株式会社)
よなごしんきんカードローン「とおるくん」 当座貸越契約条項	アイフル株式会社

2、改定日

令和 5 年 2 月 27 日 (月)

以 上